

不動産事業者・家主向け

さいたま市居住支援ガイドブック



さいたま市居住支援協議会



ま え が き

本市では、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化等により、高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯、外国人などの住宅の確保に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者^(注1)」という。）の増加や多様化が見込まれます。

一方、住宅確保要配慮者の入居に拒否感を持つ人もいる中で、民間賃貸住宅はストック数はあるものの、住宅確保要配慮者に十分に供給されていない状況です。

このような中、住宅確保要配慮者に対する居住の安定を確保するため、平成 29 年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等の新たな住宅セーフティネット制度が創設されました。

本市では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への受入れが進むよう、行政や不動産関係団体、居住支援に係る団体などが連携して居住支援に取り組むため、令和元年 8 月に「さいたま市居住支援協議会^(注2)」を設立しました。

この度、同協議会の活動として、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や居住の安定の確保に向け、不動産事業者や家主の皆様のご理解やご不安の軽減が少しでも図られるよう、住宅確保要配慮者に対する支援制度や相談窓口の情報、受入れにあたっての対応などをまとめた「さいたま市居住支援ガイドブック」を作成しました。

家主の皆様をはじめ、仲介事業者の皆様、管理事業者の皆様などによる住宅確保要配慮者への住宅提供の取組に、是非ご活用ください。

注 1 住宅確保要配慮者とは、低額所得者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、被災者、その他住宅の確保に特に配慮を要する方で、住宅を自力で確保することが難しい方やその確保に支援が必要な方々です。

注 2 居住支援協議会とは、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援や住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進について必要な措置を協議するための組織です。

さいたま市居住支援協議会 構成団体

不動産関係団体	公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部・さいたま浦和支部・埼玉支部
	公益社団法人 全日本不動産協会埼玉県本部 県中央支部・県北支部
居 住 支 援 団 体	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会
	公益社団法人 埼玉県社会福祉士会（居住支援法人）
	ホームネット株式会社（居住支援法人）
	特定非営利活動法人 エス・エス・エス
行 政 機 関	さいたま市保健福祉局、子ども未来局、経済局、建設局 計 7 課

【事務局】さいたま市建設局建築部住宅政策課 TEL:048-829-1520 FAX:048-829-1982



も く じ

新たな住宅セーフティネット制度	1
住宅確保要配慮者に関する主な相談窓口	3
居室内での転倒などの事故が心配（バリアフリー化が必要）	5
家賃の支払いに関する心配	9
入居者のいつもと違う様子が心配	11
入居者の安否が心配	13
もし入居者が死亡してしまったら（入居者死亡時の主な対応フロー）	17
外国人の受入れには不安	19
ひとり親家庭の受入れには不安	20
居住支援団体のご案内	21
各区役所の問合せ先	23
高齢福祉	23
介護保険	23
障害福祉	24
児童福祉	24
生活保護	25
生活自立・仕事相談センター	25
シニアサポートセンター（地域包括支援センター）	26
障害者生活支援センター	27
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会	27
埼玉県指定居住支援法人	28



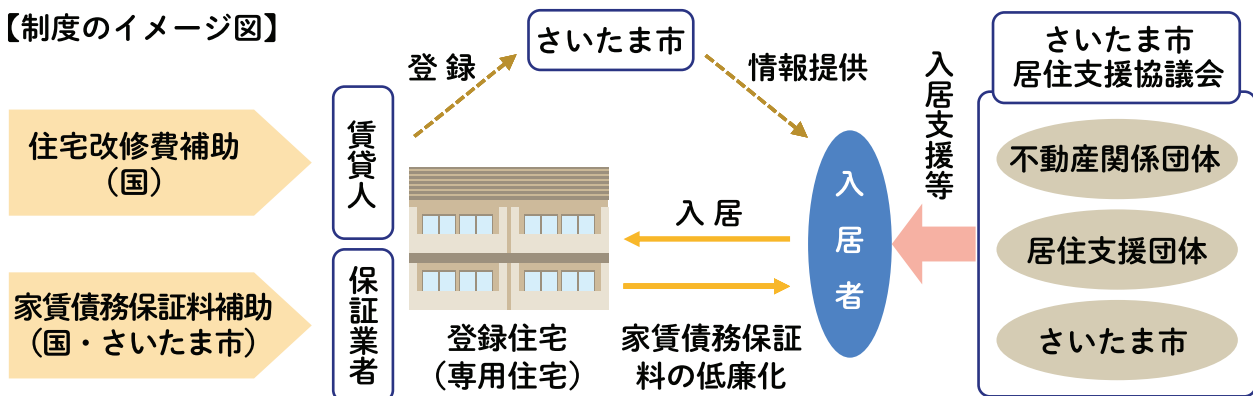
新たな住宅セーフティネット制度

高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯、外国人などの住宅の確保に配慮が必要な方々に対して、賃貸住宅の空き家・空き室を活用していく制度です。

制度は3つの柱から成り立っています。

- 1 セーフティネット住宅の登録制度
- 2 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- 3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【制度のイメージ図】



セーフティネット住宅の登録制度

賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録を行う仕組みです。

主な登録要件	●住戸の床面積は原則として 25 m²以上 ※緩和あり ●住宅設備を有すること（台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室） ●耐震性能を有すること ●建築基準法、消防法に反しないこと
入居対象者	住宅確保要配慮者及び一般の方
家賃	近傍同種の賃貸住宅の家賃額と均衡を失しないものであること

登録をお考えの場合や登録方法などの詳細は、さいたま市建設局建築部住宅政策課 (TEL:048-829-1520) にお問合せください。

検索 セーフティネット住宅 さいたま市

<https://www.city.saitama.jp/001/007/020/p056209.html>

登録された住宅の情報は、
専用ホームページで広く提供

専用ホームページ「セーフティネット住宅情報システム」
<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



登録住宅の改修・入居への経済的支援

国の補助制度として、住宅改修費の補助があります。

さいたま市では、経済的支援として、専用住宅における家賃債務保証料の補助制度を実施しています。

住宅 改修費補助

補助対象者	セーフティネット住宅の登録事業者
補助対象工事	バリアフリー改修工事、耐震改修工事、間取り変更工事など
補助率・補助限度額	国 1/3・50 万円/戸 ※工事内容によっては、100 万円/戸
家賃	公営住宅に準じた家賃の額以下であること
その他の主な要件	住宅確保要配慮者向け専用住宅としての管理期間が 10 年以上

改修費補助に関するお問い合わせ先

スマートウェルネス住宅等推進事業室 TEL:03-6265-4905

※住宅の改修については、住宅金融支援機構による融資制度があります。（P.8 参照）

家賃債務 保証料補助

補助対象者	登録家賃債務保証会社・家賃債務保証を行う居住支援法人
補助率・補助限度額	国 1/2+市 1/2・6 万円/戸（ただし、入居時の家賃債務保証料）
入居対象者	世帯月収 15.8 万円以下の住宅確保要配慮者及びその同居親族

家賃債務保証料補助については、さいたま市建設局建築部住宅政策課
(TEL:048-829-1520) にお問合せください。



住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

（１）居住支援協議会の設置

さいたま市では、不動産関係団体や居住支援団体などと連携して「さいたま市居住支援協議会」を設立し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等に向けて、居住支援の活動に取り組んでいます。

（２）居住支援法人の活動

埼玉県から指定を受けた N P O 法人や社会福祉法人などの民間団体が、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や見守りなどの生活支援に取り組んでいます。（P.28）

検 索

埼玉県 居住支援法人

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/safety-net-kyojuusienhoujin.html>

さいたま市入居支援制度

さいたま市では、市内に 3 つある公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の各支部と連携し、会員不動産店を協力店とし、賃貸人に対して高齢者等の受入れの啓発を行っています。また、「協力不動産店名簿」を提供し、入居をサポートしています

詳細は、さいたま市建設局建築部住宅政策課 (TEL:048-829-1520) にお問合せください。



住宅確保要配慮者に関する主な相談窓口

シニアサポートセンター（地域包括支援センター）

地域で暮らす高齢者の介護、福祉、医療等に関する相談窓口です。

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなど専門知識を持ったスタッフが連携し、問題解決のお手伝いをしています。

年末年始を除き、毎日開所しています。

専門知識を持ったスタッフが
みなさんの相談に応じます。



保健師

（または経験のある看護師）
ご利用者の状態に合わせた
介護予防をお手伝いします。



社会福祉士

権利と尊厳を守り、虐待の
早期発見や成年後見制度の
案内などに対応します。



主任ケアマネジャー

地域のケアマネジャーの支
援・指導を行い、質の高い
サービスの提供に努めます。



地域支え合い推進員

（高齢者生活支援コーディネーター）
高齢のみなさんが暮らしやす
い地域を一緒につくります。

お問合せ先は、P.26 のシニアサポートセンターの一覧をご覧ください。



区役所高齢介護課 高齢福祉係・介護保険係

高齢者の生活支援や高齢者福祉についての相談及び指導、介護認定、介護保険の給付などの介護保険制度に関する相談などを行っています。

お問合せ先は、P.23 の区役所高齢介護課の一覧をご覧ください。





障害者生活支援センター

障害者生活支援センターでは、地域で生活する障害のある方とその家族などに対する住まいや日常生活など暮らしに関する相談支援の他、差別や虐待など権利侵害の通報や相談も受け付けています。

また、障害のある方の自立と社会参加を促進するため、教育や就労に関する相談や情報の提供、障害のある方一人ひとりに応じたサービスの利用援助などを行っています。

お問合せ先は、P.27 の障害者生活支援センターの一覧をご覧ください。▶

区役所支援課 障害福祉係

障害福祉サービスの利用や各種障害福祉制度の利用に関する窓口です。

お問合せ先は、P.24 の区役所支援課 障害福祉係の一覧をご覧ください。▶

生活自立・仕事相談センター

経済的な問題で生活にお困りの方のための相談窓口です。ご本人が抱えている問題をお聞きし、解決の方法を一緒に考え、「自立」に向けて支援をします。生活自立・仕事相談センターの相談支援員は、ご本人が自ら「自立」に向けて歩みを進めて行けるよう、継続的に支援します。

お問合せ先は、P.25 の生活自立・仕事相談センターの一覧をご覧ください。▶

区役所福祉課 保護係

世帯の人数や年齢等をもとに国が定めた「最低生活費」と、給与や年金、手当、仕送り等の「世帯の全収入」とを比較して、不足する生活費等を補う生活保護制度に関する窓口です。

お問合せ先は、P.25 の区役所福祉課 保護係の一覧をご覧ください。▶

区役所支援課 児童福祉係

児童福祉、子育て支援、ひとり親家庭の支援制度に関する窓口です。

お問合せ先は、P.24 の区役所支援課 児童福祉係の一覧をご覧ください。▶



居室内での転倒などの事故が心配 (バリアフリー化が必要)

事例



部屋の段差で
転倒しそうになった



手すりがないと
移動しにくい



和式便所の利用が
困難である

今後、単身高齢者の方が増加する状況の中、バリアフリー化された住宅の需要が高まることが予想されます。

介護の必要性や障害の状況に応じて、入居者からの申請に基づく改修工事等に対する助成があります。入居者から住宅のバリアフリー改修工事についての相談があった際には、工事の同意・許可などについて、是非検討してみてください。

対応策

手すりの取付け

段差の解消、段差を小さくする

引き戸などへの扉の取替え

洋式便所などへの便所の取替え

滑りの防止、移動の円滑化などのための床材の変更



入居者への支援



介護予防高齢者住環境改善支援事業

要介護状態等となるおそれの高い方の居宅の改善をするための経費の全部又は一部を補助します。
(工事着工前に補助金の交付決定を受ける必要があります。)

対象者

次に掲げるすべての要件に該当する方

- ①市内に1年以上居住し、かつ在宅で生活する65歳以上の方
- ②さいたま市の介護保険の被保険者であること
- ③申請時において、介護保険制度の要介護・要支援認定を受けておらず、かつ認定を受けるための申請を行っていないこと
- ④シニアサポートセンター又は各区高齢介護課が実施した基本チェックリストにおいて、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた方
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

対象工事

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化などのための床・通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥その他これらの工事に付帯して必要な工事

※事前に居住地を担当するシニアサポートセンターの確認を受けることが必要です。

補助額

- ①介護保険料第1段階・2段階の方は全対象経費(上限15万円)
- ②介護保険料第3段階～12段階の方は対象経費の2/3(上限10万円)

お問合せ先は、P.23の区役所高齢介護課(高齢福祉係)の一覧をご覧ください。



さいたま市住宅ガイド

住まいに関する相談窓口や支援制度などについて、市や国、埼玉県などが実施している様々な施策をまとめた冊子です。

配布場所 住宅政策課・各区情報公開コーナー ※市ホームページでもご覧いただけます。

検索

さいたま市住宅ガイド

<https://www.city.saitama.jp/001/007/013/p049763.html>

詳細は、さいたま市建設局建築部住宅政策課(TEL:048-829-1520)にお問合せください。



要介護高齢者居宅改善費補助事業

日常生活において介助を必要とする高齢者の居宅の改善（老朽化に伴う補修などを除く。）をするための経費の一部を補助します。（補助は1回限りとし、工事着工前に補助金の交付決定を受ける必要があります。）

対象者

次に掲げるすべての要件に該当する方

- ①市内に1年以上居住する65歳以上の方
- ②さいたま市の介護保険の被保険者であること
- ③身体上の障害のため日常生活に支障があり、介護保険制度の要介護・要支援認定を受けていること
- ④介護保険料段階が第1段階・第2段階・第3段階のいずれかであること
- ⑤介護保険料を滞納していないこと
- ⑥介護保険施設又は病院等に入所・入院していないこと

対象工事 介護保険給付対象以外の工事

補助額 対象経費の2/3（上限30万円）

お問合せ先は、P.23 の区役所高齢介護課（高齢福祉係）の一覧をご覧ください。▶



介護保険制度における住宅改修費の支給

介護のための小規模な住宅改修について、その費用の一部を支給します。

対象者 介護保険制度による要介護・要支援として認定された方

対象工事

- ①手すりの取り付け
- ②段差や傾斜の解消
- ③滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ④開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- ⑤和式から洋式への便器の取り替え
- ⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事

保険給付額 20万円の費用額を上限として、自己負担割合に応じて、費用額の7～9割を保険給付
※改修工事に着工する前に、事前申請が必要となりますのでご注意ください。

お問合せ先は、P.23 の区役所高齢介護課（介護保険係）の一覧をご覧ください。▶



障害者総合支援法のサービス

障害のある方の日常生活又は社会生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業が利用できます。

この中で、日常生活用具の給付・貸与も行っており、障害児者又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものについて給付する事業も実施しています。

(注意)・障害部位等により基準・制限があります。

- ・施設入所中、入院中の方は給付・貸与の対象項目が限定されます。
- ・介護保険の給付対象となる品目は、対象外となります。

お問合せ先は、P.24 の区役所支援課（障害福祉係）の一覧をご覧ください。



重度身体障害者（児）居宅改善整備費の補助

肢体不自由者（児）が生活しやすいように、現在お住まいの家屋の居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。

※介護保険・障害者総合支援法の給付対象となる改修は対象外となります。必ず事前にご相談ください。

対 象 者 身体障害者手帳をお持ちで肢体不自由1級から3級の方
※所得により対象とならない場合があります。

補 助 額 改修費用の3分の2（限度額30万円）

申 請 身体障害者手帳、見積書、図面、改善前・改善後の写真など

お問合せ先は、P.24 の区役所支援課（障害福祉係）の一覧をご覧ください。



セーフティネット住宅の改修への融資

セーフティネット住宅のリフォーム資金融資として、独立行政法人住宅金融支援機構の融資を利用することができます。

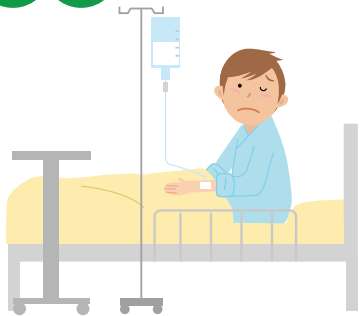
融資対象工事	セーフティネット住宅の専用部分または共有部分に対するリフォーム工事
融資額の上限	融資対象工事費用の8割

お問い合わせ先 独立行政法人住宅金融支援機構 地域業務第二部
TEL:048-650-2204 FAX:048-658-5678（平日9時～17時）



家賃の支払いに関する心配

事例



長期入院などのため
家賃の支払いが
遅れてしまう



離職などにより、
家賃が支払えなく
なりそう



生活費が不足し、
家賃の支払いが
できない

家賃滞納は、入居者の「SOSサイン」です。早め（1カ月目）に声をかけましょう。

対応策

管理業務としての家賃管理（管理業者）を利用する。

家賃集金を管理業者に代行してもらうことによって、未入金の際の督促なども含めて入金確認などの煩雑な作業を行わなくてよくなります。

適切な業務を行う賃貸住宅管理業者については、国土交通省の「賃貸住宅管理業者登録制度」があり、登録された情報は、国土交通省のホームページで確認ができます。
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/tintai/>

家賃の口座引落（自動送金）を利用する。

入居者の銀行口座から自動的に引落されれば、入金忘れなどによる遅延や滞納を回避できます。

入居者に自ら利用している金融機関等で手続きをしてもらいましょう。

家賃債務保証会社を利用する。

入居者が保証会社へ保証料を支払うことで、家賃滞納があった場合に連帯保証人に代わって大家さんに立替払いを一定期間行うなどの金銭的な保証をします。

※滞納家賃の他に、残置物の処理費用や原状回復費用などまで保証される場合もありますが、その対象や保証料等は商品によって異なりますのでご注意ください。

適切な業務を行う家賃債務保証会社については、国土交通省の「家賃債務保証業者登録制度」があり、登録された情報は、国土交通省のホームページで確認ができます。
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000024.html



生活保護受給者の場合には、「代理納付制度」を利用する。

賃貸住宅に入居する生活保護受給者に対しては、家賃相当額の住宅扶助費、共益費相当額を含む生活保護費の支給があります。

生活保護受給世帯への住宅扶助費は、地域や世帯の人数などに応じて上限が決まっているため、世帯人員が減少した場合、住宅扶助費が減額されることになり、住宅扶助額に見合った住宅への転居を要するケースがあります。

生活保護受給者が家賃等を滞納した場合、支給される住宅扶助費等を福祉事務所の判断によって、直接、大家さん等に支払うことにする代理納付制度が利用できる場合があります。

お問合せ先は、P.25 の区役所福祉課（保護係）の一覧をご覧ください。



入居者への支援



住居確保給付金事業

離職などによって住居を失った、又は失うおそれの高い方には、求職活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限があります）を支給し、生活の土台となる住居を整えることで、就職に向けた活動に取り組んでいただきます。

お問合せ先は、P.25 の生活自立・仕事相談センターの一覧をご覧ください。



あんしんサポートさいたま（福祉サービス利用援助事業）

福祉サービスの利用手続きや日常的な金額の払い戻し・支払いなどについて、一人では不安のある高齢者や知的・精神障害のある方を生活支援員が定期的に訪問してお手伝いします。

※本人に本事業の契約内容を理解できる判断能力が必要です。

お問い合わせ先 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター TEL:048-835-1315 FAX:048-835-5282



転居に要する費用の貸付（生活福祉資金貸付制度）

低所得・障害者・高齢者の世帯を対象とし、生活の安定の確保と経済的自立を図ることを目的として貸付けをする制度で、さいたま市社会福祉協議会が相談・申込の窓口を担っています。

お問合せ先は、P.27 のさいたま市社会福祉協議会の一覧をご覧ください。



高齢者民間賃貸住宅住替え家賃助成事業

民間の賃貸住宅に居住する高齢者が、住宅の所有者から住宅の取り壊し等のため、立ち退きを求められ、市内の他の住宅に転居した場合に、転居後の家賃の一部を助成します。

お問合せ先は、P.23 の区役所高齢介護課（高齢福祉係）の一覧をご覧ください。





入居者のいつもと違う様子が心配

事例



何度も同じことを確認してくる



話しかけても、返事をしないことがある



部屋にごみが溜まってきている



お風呂に入っていない様子である

対応策

事前に親族や関係者などの連絡先を把握しておく。

早めに行政や支援機関などへの相談を勧める。

入居者の様子がいつもと違うなど、必要な場合には、親族や関係者など（いわゆる緊急連絡先）に連絡して対応をお願いし、認知症や何らかの病気が疑われる際は、早めに行政や支援機関などへの相談を勧めてください。（連絡先一覧 P.23～P.28）

高齢者の方で介護保険サービスを利用している場合には、担当のケアマネジャーがいます。また、障害のある方で障害福祉サービスなどを利用している場合には、相談支援事業所などの担当の相談員がいます。こうしたケアマネジャーや相談員は、入居者の健康状態や生活状態を定期的に把握している場合がありますので、事前にこれらの関係者の連絡先等を把握しておくことが有効です。

入居者への支援



介護保険サービス

①要介護・要支援認定の申請

介護サービスなどの利用を希望される方は、要介護・要支援認定を受ける必要があります。お住まいの区の区役所高齢介護課（連絡先一覧 P.23）で手続きをしてください。

②要介護・要支援認定の審査・判定

申請すると、認定調査（認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況などを調査）と主治医意見書を基に審査・判定が行われ、介護や支援の必要な度合い（要介護度）が決まります。

③サービスの利用

要介護1～5と認定された方は介護サービスを、要支援1・2と認定された方は介護予防サービス等を利用できます。



主な在宅の介護サービス

- 訪問介護…ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を受けるサービス
- 通所介護（デイサービス）…通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けるサービス
- 福祉用具貸与…自立した生活を送るための福祉用具（歩行器・車イス等）を借りるサービス

④その他

要介護・要支援認定が非該当の方であっても、介護予防や生活支援が必要な方と判定された場合に利用できるサービスもあります。

お問合せ先は、P.23 の区役所高齢介護課（介護保険係）の一覧をご覧ください。▶



障害福祉サービス

①主な障害福祉サービス

- 居宅介護…自宅で、食事の用意、掃除や買い物、洗濯のお手伝いなどの家事援助、入浴、排せつ、食事の身体介護等を行うサービス
- 就労継続支援（A型・B型）…一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、通所によるサービス
- 就労定着支援…就労移行支援等から一般企業等へ就労した方に、一定期間、企業や家族との連絡調整や相談・助言など、就労の継続のために必要な支援を行います。
- 地域定着支援…居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因する緊急の事態等が生じた場合に相談に応じるなど、必要な便宜を図ります。

②障害福祉サービスの利用申請

お住まいの区の区役所支援課の窓口にて申請手続きをしてください。（連絡先一覧 P.24）
利用を希望するサービスの種類によっては、障害支援区分の審査・判定が必要になります。
※本人等が申請できない場合は、障害者生活支援センターへ申請の依頼ができます。



高齢者総合相談（シニアサポートセンター）

高齢者が住みなれた地域で自立した生活を続けられるよう、介護予防サービスなどの利用の支援、様々な相談、権利擁護などを行います。（P.3 参照）

お問合せ先は、P.26 のシニアサポートセンターの一覧をご覧ください。▶



成年後見相談（さいたま市高齢・障害者権利擁護センター）

さいたま市社会福祉協議会の高齢・障害者権利擁護センターでは、判断能力が不十分な方の生活や財産の管理などを支援する「成年後見制度」に関する相談に応じています。

相談対応の対象者 さいたま市にお住まいの方とご家族や支援者の方

お問い合わせ先 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター TEL:048-835-5283 FAX:048-835-5282



入居者の安否が心配

事例



入居者としてしばらく
連絡がとれない、
所在が分からない



新聞や郵便物が溜
まっており、しば
らく顔を見ない



夜になっても
電気がつかない日が
続いている

入居者への連絡が取れずに、長期不在や安否が気掛かりな場合などは、まずは親族や関係者などへご連絡ください。

安否確認など早急な対応が必要と思われるときは、警察にご連絡ください。

居室内に入る場合

居室内での死亡が疑われるような場合でも、入居者の許可がなければ、原則として室内の確認ができません。住居侵入等の違法行為になる可能性がありますので、室内の確認の際は必ず警察の立会いのもと行いましょう。

対応策

事前の情報把握

- ①入居者が長期不在にするときには、大家さんや管理会社に事前に連絡するよう、契約書に定められている場合もありますが、別に文書を交わしておくことも有効です。
- ②「入居者情報あんしんシート」を活用して、入居者が利用している医療・福祉制度の公的サービスや親族、支援を受けている団体などの関係者情報、見守り体制や福祉サービス等の利用状況を事前に把握しておくことも有効です。

入居者の死亡事故に備えた保険の活用

入居者の死亡を起因とする原状回復費用や空室発生により家賃損失を補償する保険商品、家財整理を行う民間サービスなどを活用することも有効です。

※損害保険等による補償内容は、商品によって異なりますので、ご注意ください。



入居者への支援



あんしんコールセンター相談事業（緊急通報機器の設置）

ひとり暮らし高齢者宅に緊急通報機器を設置し、家庭内の事故等による通報や日常生活における身体状況の不安等の相談に 24 時間体制で応じます。また、希望者には、定期的に電話による安否確認を行います。

対 象 者 市内に居住する 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、慢性疾患などにより日常において、常時注意を要する方

費 用 市負担（緊急通報機器の設置及び維持管理費）

ただし、市内転居、機器の家屋内移設、利用回線変更に伴い発生する費用は利用者負担
※緊急通報機器（機器本体・ペンダント型発信機等）を破損、紛失等した場合は実費弁償

お問合せ先は、P.23 の区役所高齢介護課（高齢福祉係）の一覧をご覧ください。▶



ひとり暮らし高齢者安否確認事業

ひとり暮らし高齢者宅に専門のスタッフが定期的に電話・FAX をし、安否確認及び必要に応じた各種相談に応じます。

対 象 者 あんしんコールセンター相談事業の利用者以外の方で、市内に居住する 65 歳以上のひとり暮らし高齢者のうち、安否確認を希望する方

実施時期等 月 2 回、平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時であらかじめ利用者が希望した曜日の時間帯

お問合せ先は、P.23 の区役所高齢介護課（高齢福祉係）の一覧をご覧ください。▶



在宅高齢者等宅配食事サービス

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯などの方のために、孤独感の解消、安否や健康の確認などを目的として、定期的に食事の配達を行います。

対 象 者 市内に居住し、自分で調理及び買い物をすることが困難であり、かつ、家族などから食事の提供が受けられない状況にあって、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯及びこれに準じる世帯の方

内 容 夕食の配食及び安否確認

配食回数 週 5 日以内（月・火・水・木・金）ただし、祝日を除く。

費 用 1 食当たり 400 円

お問合せ先は、P.27 のさいたま市社会福祉協議会の一覧をご覧ください。▶



民間事業者によるサービス

NPO法人等の居住支援団体のスタッフによる見守りサービスをはじめ、不動産事業者、家賃債務保証業者、警備会社などが提供する様々な見守りサービスの商品があります。

(例) センサーによる異常感知、室内における通報機器の設置、音声メッセージによる安否確認 など

入居相談と見守りサービス（ホームネット株式会社）

■事務所所在地 東京都新宿区大久保3-8-2 新宿ガーデンタワー13階

■支援対象エリア 埼玉県内全域

■会社概要

「安否確認」と「死亡時の費用補償」がセットになった見守りサービス『見まもっTELプラス』を2015年にリリース。高齢者の入居受け入れに伴う貸主・管理会社のリスクを軽減することで、入居促進につながっています。

■提供サービス

①入居相談

受付電話番号（フリーダイヤル）：0120-460-560

受付時間：平日9:00～18:00（年末年始を除く）

①入居相談受付

必要な情報・条件等をヒアリングします。

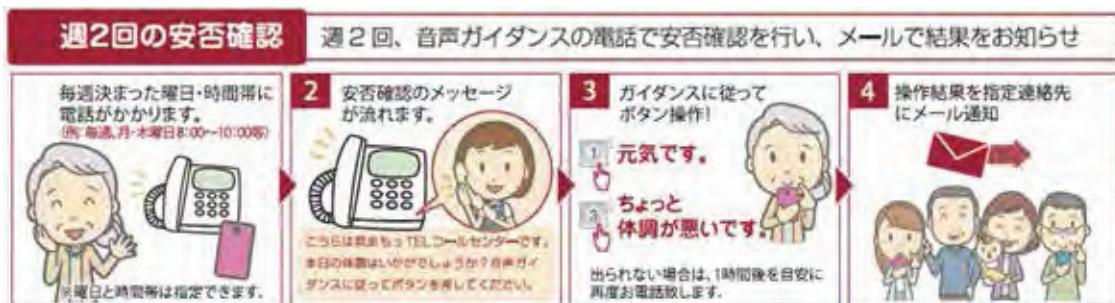
②提携不動産店に連携

対応が可能な不動産店を探します。

③不動産店から相談者に連絡

ご案内が可能な物件を扱う不動産店から相談者に連絡が入ります。

②見守りサービス（見まもっTELプラス）



死亡時の費用補償

入居者が亡くなられたことに起因して発生した下記費用をお支払い

●支払対象

①原状回復費用（修繕、清掃、異臭除去、消毒等）
経年劣化及び通常損耗（自然損耗）の復旧に要した費用は除く。

②残存家財片付け費用

●支払条件

利用者が自宅内で自殺、犯罪死または孤独死により死亡した場合

●補償限度額

支払対象金額の実費分に対し

100万円（税込）

（注）本事例は、見守りサービス商品の一例として取り上げたものであり、サービスを推奨するものではありません。



まずは警察に通報！



もし、入居者が死

関係者への連絡

1

賃貸借契約締結時に確認した関係者へ連絡します。関係者が親族等でない場合は、親族等の有無やその連絡先を知っているかなども確認します。

死亡報告となると慌ててしまうこともあるので、伝えたいことはあらかじめメモをしておくといでしょう。



相続人の特定・連絡

2

困ってしまうのが、相続人や親族等が特定できない場合。

孤独死や自殺の場合は、警察が親族等を調査します。警察が親族等を把握しているなら「賃貸借契約の件で連絡を取りたい」と伝えてもらいましょう。

相続人が複数いる場合は、代表者を決めてもらうと効率的です。



賃貸借契約の解除

3

入居者が死亡しただけでは、賃貸借契約は終了しません。借家権は相続人に相続されるため、相続人に対して解約手続きを行う必要があります。

相続人が遠隔地に居住している場合や、住所は判明していても連絡が取れない場合は、内容証明により解除通知を送付します。



原状回復をめぐるトラブルとガイドライン

入居者の死亡時に限らず、賃貸物件からの退去時には貸主と借主との間でトラブルが発生しやすいものです。特に、敷金の返還や原状回復費用については、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を公表し、その中で原状回復に関する紛争の予防や解決の指針を示しています。なお、民法改正（2020年4月1日施行）により、敷金や原状回復等の取扱いが明文化されることで、ガイドラインがより厳格に運用されることになります。

例えば、通常損耗分について入居者に原状回復費用を求めるためには、賃貸借契約時に明確な合意をもって特約を締結している必要があります。



亡してしまったら

入居者死亡時の主な対応フロー

4 残置家財の整理

賃貸借契約の解除にあわせて、相続人に残置家財の整理を請求します。

相続人が請求に応じない場合でも、原則として大家さんが整理することはできず、相続人の同意書等を得る必要があります。それでも同意が得られなければ、裁判所の手続きを経て処分します。



5 原状回復工事の実施

通常の前状回復工事や室内クリーニングのほか、必要に応じて専門業者に依頼するなどし、特殊清掃等を実施します。

死亡後時間が経過している場合には、その影響範囲も広くなるため、畳の入替えや床の張替えなどが必要になってくるケースもあります。



6 賃料債務などの清算

賃貸借契約解除日までの賃料や残置家財の整理費、室内の前状回復費の支払いは、相続人に承継されます。

各種費用については、入居者加入の家財保険や家賃債務保証などにより補償される場合があります。清算する前に、契約内容等を確認しておくようにしましょう。



なお、家賃債務保証会社を利用した原状回復費用の保証については、ガイドライン等に基づき明確に査定されることとなりますので、確認が必要です。

※「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」は、国土交通省のホームページで閲覧やダウンロードが可能です

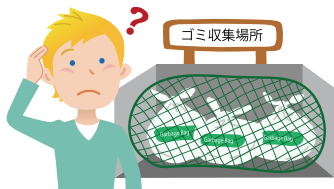
検 索 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000021.html

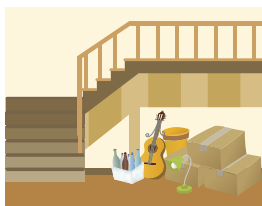


外国人の受入れには不安

事例



ゴミ出しのルールが
守られていない



共有部に
私物を置いている



無断転貸など知らない間に
契約者以外の方が住んでいる

外国人の方は、文化や習慣の違いなどから、日本の生活ルール等を知らない場合もあります。生活のルールやマナー違反などについては、そもそも日本の常識であるという前提で詳しく説明していない、もしくは正しく伝わっていないことが原因であることも少なくありません。

対応策

住まい方のルール等について契約時に説明する。

無断転貸は契約解除事由になることを伝える。

外国人の方向けのガイドブックなどを活用する。



「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」(国土交通省)

日本で賃貸住宅を探す外国人の方の対応方法や留意事項「入居申込書」「重要事項説明書」「賃貸住宅標準契約書」「定期賃貸住宅標準契約書」等の見本を掲載【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語等



「部屋探しのガイドブック(日本で部屋探しをする外国人の方へ)」(国土交通省)

部屋の探し方、契約の手続き、手続き後の注意点など日本で部屋探しをして生活をする上で必要な知識や役立つ情報を掲載【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等

検 索

国土交通省 外国人の民間賃貸住宅への円滑な入居について



「外国語版家庭ごみの出し方マニュアル」(さいたま市)

さいたま市にお住まいの外国人のために、家庭ごみの分別方法や出し方をまとめたマニュアルです。【対応言語】英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語

検 索

さいたま市外国版家庭ごみの出し方マニュアル

また、分別方法の検索や収集日カレンダーなどの機能を搭載したスマートフォンアプリ「ごみ分別アプリ」が外国語に対応しています。

ごみ分別アプリ

iOS

Android



外国人総合相談センター埼玉 (埼玉県国際交流協会)

外国人の方からの生活全般に関する相談への対応や情報提供を多言語で行っています。

TEL : 048-833-3296 ホームページ : <https://sia1.jp/foreign/advice/>

ひとり親家庭の受入れには不安

事例



子どものことで
ひとり悩んでいるようだ



毎月の家賃の支払いは
大丈夫だろうか



子どもの泣き声が
頻繁に聞こえ、心配

対応策

ひとり親家庭の相談窓口等を把握しておく。

ひとり親家庭の相談窓口や子ども・子育てに関する相談窓口を把握しておくトラブルがあった際に有効です。経済上のことや子どものことなど、ひとりで悩んでいる父母の方へは、早めに相談するよう進めてください。



「ひとり親家庭ガイドブック」

ひとり親家庭の方のための様々な支援制度や相談窓口を紹介しています。

検 索 さいたま市ひとり親家庭ガイドブック

家賃の集金を安定化する。

家賃の支払いに心配がある場合などには、家賃債務保証会社の利用など家賃の集金を安定化するなどの対応が考えられます。

P.9～P.10「家賃の支払いに関する心配」



入居者への支援



母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（転宅資金）

母子家庭の母および父子家庭の父並びに寡婦の方が住宅の移転の際、それに必要な敷金、運送費等の資金をお貸しする制度です。事前に子育て支援政策課内にあるひとり親家庭就業・自立支援センターにお問い合わせください。（貸付限度額：260,000円）

お問合せ先：ひとり親家庭就業・自立支援センター TEL:048-829-1948





居住支援団



公益社団法人埼玉県社会福祉士会（居住支援法人）

私たちは社会福祉の倫理綱領及び行動規範に基づき、相談者の個人情報を守り、適切な住まいの確保と転居後の地域生活の安定化を支援します。

私たちは住宅ソーシャルワーカー事業で培った知見、ノウハウを生かし、多くの理解ある不動産店や自治体の相談支援機関と手を携え、相談者の住宅確保を始めとする様々な課題の解決を相談者とともに目指し、同時に地域生活安定化に向けた支援を行います。

〔設立の経過と現状〕

- 1993年 任意団体埼玉県社会福祉士会設立
- 2008年 社団法人埼玉県社会福祉士会設立
- 2010年 住宅ソーシャルワーカー事業開始、今日に至る。
(累計支援実績6,000余名)
- 2011年 公益社団法人埼玉県社会福祉士会設立
- 2017年 埼玉県居住支援協議会に参画
- 2019年 埼玉県から居住支援法人を指定される。
さいたま市居住支援協議会に参画

〔支援業務内容〕

- 1 住まい安心支援ネットワーク事業からの受託業務
 - 「入居相談会」「寄り添い型入居支援事業」
 - 2017年度から2020年度まで、さいたま市、県東部福祉事務所、越谷市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、春日部市で実施し、累計で120世帯の相談支援を行った。
- 2 県内相談支援事業所・一般市民からの相談支援業務
 - 2019年4月の設立以来、ホームページや口コミ等の情報により当法人の業務内容や連絡先を知った方々からの問い合わせが来ている。
 - 基本的には電話相談による対応を行うが、状況に応じ、面談や同行支援を実施している。

団体名 公益社団法人埼玉県社会福祉士会（居住支援法人）
担 当 居住支援法人担当
連絡先 048-762-6012
メールアドレス sw-kourei@iaa.itkeeper.ne.jp



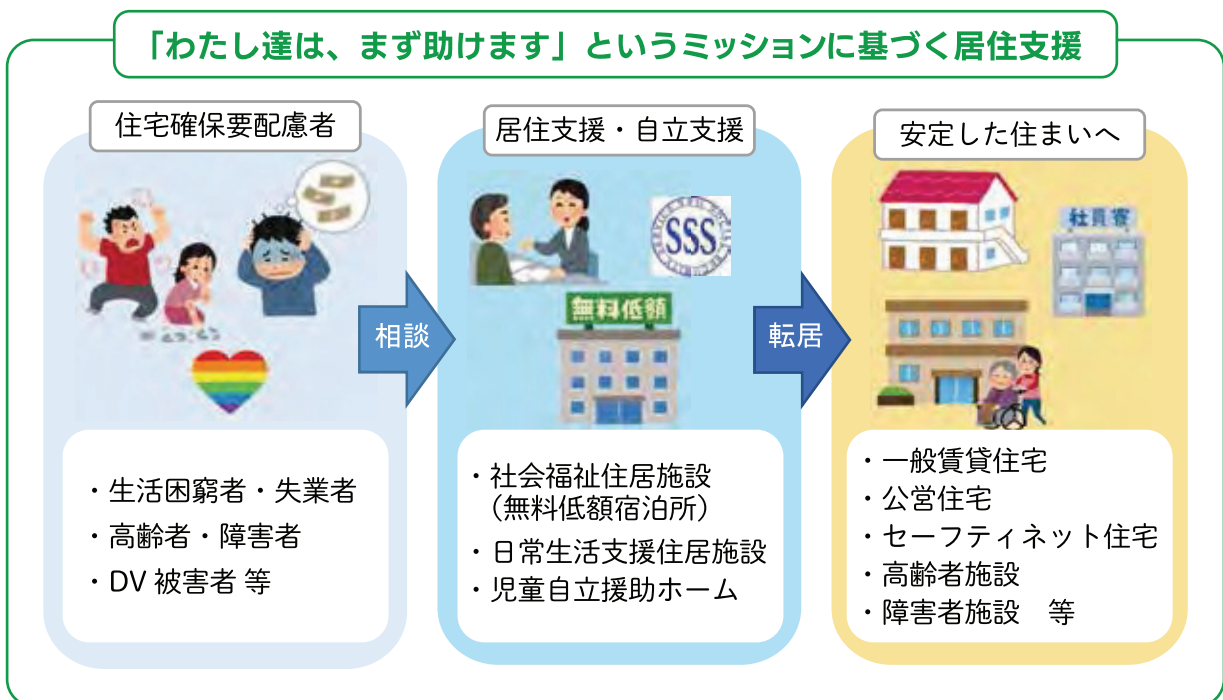
体のご案内



特定非営利活動法人エス・エス・エス（NPO SSS）

SSS は 2000 年の法人設立時から首都圏において生活困窮者、いわゆる「住宅確保要配慮者」の自立を支援してきた NPO 法人です。わたし達は、経済的問題や心身の問題など様々な事情を抱え、最低限の生活を維持することができず、生きていくことに「いま困っている方」を「まず助ける」ことを組織の第一使命として活動してきました。現在では、各地域の関係機関や不動産事業者のみならずと連携し、継続的な居住支援・自立支援を提供しています。

「わたし達は、まず助けます」というミッションに基づく居住支援



[法人概要]

- ・ 名称：特定非営利活動法人エス・エス・エス (<https://www.npo-sss.or.jp/>)
- ・ 本部：東京都台東区東上野 3-36-8 カナイビル 2F
- ・ 埼玉支部：埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 1-51-1 三石ビル 1F
- ・ 活動内容：
 - ① 社会福祉法に基づく社会福祉住居施設・日常生活支援住居施設の運営（さいたま市 7 ケ所、県域・中核市 12 ケ所）
 - ② 児童福祉法に基づく児童自立援助ホームの運営（川口市内 1 ケ所）
 - ③ その他、路上生活者を対象とした自主事業（炊き出し・入浴サービス）

[お問い合わせ]

- ・ 相談フリーダイヤル 0120-862-767

各区役所の問合せ先

高 齢 福 祉

区 役 所			電 話	FAX
西区役所	高齢介護課	高齢福祉係	620-2667	620-2762
北区役所	高齢介護課	高齢福祉係	669-6067	669-6167
大宮区役所	高齢介護課	高齢福祉係	646-3067	646-3165
見沼区役所	高齢介護課	高齢福祉係	681-6067	681-6160
中央区役所	高齢介護課	高齢福祉係	840-6067	840-6167
桜区役所	高齢介護課	高齢福祉係	856-6177	856-6271
浦和区役所	高齢介護課	高齢福祉係	829-6152	829-6238
南区役所	高齢介護課	高齢福祉係	844-7177	844-7277
緑区役所	高齢介護課	高齢福祉係	712-1177	712-1270
岩槻区役所	高齢介護課	高齢福祉係	790-0168	790-0267

介 護 保 険

区 役 所			電 話	FAX
西区役所	高齢介護課	介護保険係	620-2668	620-2762
北区役所	高齢介護課	介護保険係	669-6068	669-6167
大宮区役所	高齢介護課	介護保険係	646-3068	646-3165
見沼区役所	高齢介護課	介護保険係	681-6068	681-6160
中央区役所	高齢介護課	介護保険係	840-6068	840-6167
桜区役所	高齢介護課	介護保険係	856-6178	856-6271
浦和区役所	高齢介護課	介護保険係	829-6153	829-6238
南区役所	高齢介護課	介護保険係	844-7178	844-7277
緑区役所	高齢介護課	介護保険係	712-1178	712-1270
岩槻区役所	高齢介護課	介護保険係	790-0169	790-0267

障 害 福 祉

区 役 所			電 話	FAX
西区役所	支援課	障害福祉係	620-2662	620-2766
北区役所	支援課	障害福祉係	669-6062	669-6166
大宮区役所	支援課	障害福祉係	646-3062	646-3166
見沼区役所	支援課	障害福祉係	681-6062	681-6166
中央区役所	支援課	障害福祉係	840-6062	840-6166
桜区役所	支援課	障害福祉係	856-6172	856-6276
浦和区役所	支援課	障害福祉係	829-6143	829-6239
南区役所	支援課	障害福祉係	844-7172	844-7276
緑区役所	支援課	障害福祉係	712-1172	712-1276
岩槻区役所	支援課	障害福祉係	790-0163	790-0266

児 童 福 祉

区 役 所			電 話	FAX
西区役所	支援課	児童福祉係	620-2661	620-2766
北区役所	支援課	児童福祉係	669-6061	669-6166
大宮区役所	支援課	児童福祉係	646-3061	646-3166
見沼区役所	支援課	児童福祉係	681-6061	681-6166
中央区役所	支援課	児童福祉係	840-6061	840-6166
桜区役所	支援課	児童福祉係	856-6171	856-6276
浦和区役所	支援課	児童福祉係	829-6139	829-6239
南区役所	支援課	児童福祉係	844-7171	844-7276
緑区役所	支援課	児童福祉係	712-1171	712-1276
岩槻区役所	支援課	児童福祉係	790-0162	790-0266

生 活 保 護

区 役 所	電 話	FAX
西区役所 福祉課 保護係	620-2654	620-2762
北区役所 福祉課 保護係	669-6054	669-6167
大宮区役所 福祉課 保護係	646-3054	646-3165
見沼区役所 福祉課 保護係	681-6054	681-6162
中央区役所 福祉課 保護係	840-6054	840-6165
桜区役所 福祉課 保護係	856-6164	856-6272
浦和区役所 福祉課 保護係	829-6124	829-6238
南区役所 福祉課 保護係	844-7164	844-7277
緑区役所 福祉課 保護係	712-1164	712-1270
岩槻区役所 福祉課 保護係	790-0156	790-0265

生活自立・仕事相談センター

名 称	電 話	FAX
生活自立・仕事相談センター 西	620-2656	620-2762
生活自立・仕事相談センター 北	669-6056	669-6167
生活自立・仕事相談センター大宮	646-3065	646-3165
生活自立・仕事相談センター見沼	681-6058	681-6162
生活自立・仕事相談センター中央	840-6052	840-6165
生活自立・仕事相談センター 桜	856-6261	856-6272
生活自立・仕事相談センター浦和	829-6196	829-6238
生活自立・仕事相談センター 南	844-7161	844-7277
生活自立・仕事相談センター 緑	712-1162	712-1270
生活自立・仕事相談センター岩槻	790-0191	790-0265

シニアサポートセンター（地域包括支援センター）

区	名 称	電 話	F A X
西	西区北部圏域シニアサポートセンター 三恵苑	620-1312	782-5751
	西区南部圏域シニアサポートセンター くるみ	622-8103	622-8104
北	北区北部圏域シニアサポートセンター 緑水苑	662-7350	662-7360
	北区東部圏域シニアサポートセンター 諏訪の苑	662-7600	662-7608
	北区西部圏域シニアサポートセンター ゆめの園	653-0544	653-2727
大宮	大宮区東部圏域シニアサポートセンター 白菊苑	658-5588	648-5582
	大宮区西部圏域シニアサポートセンター 春陽苑	661-8611	654-9212
見沼	見沼区北部圏域シニアサポートセンター さいたまやすらぎの里	680-3289	680-3230
	見沼区東部圏域シニアサポートセンター 敬寿園七里ホーム	681-6614	681-6200
	見沼区西部圏域シニアサポートセンター 大和田	685-8791	685-5514
	見沼区南部圏域シニアサポートセンター 敬寿園	681-5151	681-5152
中央	中央区北部圏域シニアサポートセンター ナーシングヴィラ与野	859-5375	857-8532
	中央区南部圏域シニアサポートセンター きりしき	858-2121	858-6969
桜	桜区北部圏域シニアサポートセンター 彩寿苑	857-6517	857-6500
	桜区南部圏域シニアサポートセンター ザイタック	836-3503	836-3507
浦和	浦和区北部圏域シニアサポートセンター かさい医院	823-3031	823-3032
	浦和区東部圏域シニアサポートセンター スマイルハウス浦和	813-7710	813-7731
	浦和区中部圏域シニアサポートセンター ジェイコー埼玉	834-3782	834-3794
	浦和区南部圏域シニアサポートセンター 尚和園	813-8915	883-8696
南	南区東部圏域シニアサポートセンター 社協みなみ	871-1230	883-2760
	南区中部圏域シニアサポートセンター ハートランド浦和	836-2929	836-2333
	南区西部圏域シニアサポートセンター けやきホームズ	710-7555	710-6555
緑	緑区北部圏域シニアサポートセンター リバティハウス	875-3111	875-3112
	緑区南部圏域シニアサポートセンター 浦和しぶや苑	876-1770	876-1821
岩槻	岩槻区北部圏域シニアサポートセンター 松鶴園	795-2653	793-3155
	岩槻区中部圏域シニアサポートセンター 社協岩槻	758-4395	758-8099
	岩槻区南部圏域シニアサポートセンター 白鶴ホーム	790-3311	790-3312

障害者生活支援センター

区	名 称	電 話	F A X
西	[全障害] 西区障害者生活支援センター（ゆめの園）	623-1768	622-8807
北	[身・知] 北区障害者生活支援センター（みぬま）	796-5705	796-5706
	[精 神] 北区障害者生活支援センター（ハルバツキ）	661-7092	661-7093
大宮	[身・知] 大宮区障害者生活支援センター（みぬま）	650-6460	795-4721
	[精 神] 大宮区障害者生活支援センター（やどかり）	795-4720	795-4721
見沼	[身・知] 見沼区障害者生活支援センター（来入）	682-0677	682-0670
	[精 神] 見沼区障害者生活支援センター（やどかり）	682-1101	687-0517
中央	[全障害] 中央区障害者生活支援センター（来夢）	859-7231	852-3276
桜	[全障害] 桜区障害者生活支援センター（さくらとぴあ）	783-7800	783-7799
浦和	[身・知] 浦和区障害者生活支援センター（むつみ）	824-3640	793-6376
	[精 神] 浦和区障害者生活支援センター（やどかり）	793-6373	793-6376
南	[全障害] 南区障害者生活支援センター（あみ〜ご）	866-5098	866-5128
	[全障害] 南区障害者生活支援センター（社協ひまわり）	710-8105	864-0570
緑	[全障害] 緑区障害者生活支援センター（むつみ）	607-1467	607-1467
岩槻	[全障害] 岩槻区障害者生活支援センター（ささぼし）	793-4701	793-4702

社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会

区 事 務 所	電 話	FAX
さいたま市社会福祉協議会 西区事務所	622-3333	622-1991
さいたま市社会福祉協議会 北区事務所	653-1177	653-6006
さいたま市社会福祉協議会 大宮区事務所	646-4441	646-4447
さいたま市社会福祉協議会 見沼区事務所	684-3322	684-2200
さいたま市社会福祉協議会 中央区事務所	854-3724	854-3511
さいたま市社会福祉協議会 桜区事務所	852-1611	852-1811
さいたま市社会福祉協議会 浦和区事務所	834-3131	833-3199
さいたま市社会福祉協議会 南区事務所	838-1818	838-2700
さいたま市社会福祉協議会 緑区事務所	874-0022	874-2900
さいたま市社会福祉協議会 岩槻区事務所	757-9291	756-3064

埼玉県指定居住支援法人

(さいたま市を支援事業区域としているもの)

令和2年12月末現在

名 称	支援業務の対象者	支援業務内容	電 話
ホームネット 株式会社	高齢者等	・賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談対応 ・見守りサービス	0120-460-560
公益社団法人 埼玉県社会福祉士会	低額所得者、高齢者、障害者、被災者、子どもを養育している者、外国人、児童養護施設退所者、生活保護受給者、その他必要と認める者	・賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他 ・生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他	048-762-6012
一般社団法人 家財整理相談窓口	高齢者、障害者、外国人、生活困窮者自立支援法に基づく援助を受けている者、被災者、子どもを養育している者など	・賃貸住宅への円滑な入居に係る情報の提供、相談 ・見守りサービス ・遺品整理、特殊清掃、空き家整理等の相談受付 ・家賃債務保証に係る相談対応	03-5287-4387
株式会社 Casa	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、外国人、DV 被害者、犯罪被害者等、生活困窮者、北朝鮮拉致被害者等	・家賃債務保証業務	03-5339-1143
株式会社 テップル	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、外国人、生活困窮者、DV 被害者、児童虐待を受けた者、新婚世帯、児童養護施設退所者、UIJ ターン転入者	・住宅確保要配慮者への情報提供、入居支援、生活支援及び見守り（安否確認）	03-5848-2877
株式会社 リーガルスムーズ	低額所得者、身体障害者、戦傷病者、子どもを養育している者、更生保護対象者、生活困窮者、外国人、高齢者などの生活弱者	・遺品整理、特殊清掃、空き家整理等の情報提供、相談 ・賃貸住宅への円滑な入居支援 ・入居者の生活安定、向上に関する情報提供、相談 ・家賃債務保証に係る情報提供、相談	03-6265-6777
一般社団法人 えん道グループ	高齢者、障害者	・遺品整理、空き家整理等の情報提供、相談 ・賃貸住宅等への円滑な入居支援 ・見守りサービス ・身元保証サービス	0120-940-938



作 成 さいたま市居住支援協議会
事務局 さいたま市建設局建築部住宅政策課
〒330-9588
さいたま市浦和区常盤 6-4-4
TEL 048-829-1520 FAX 048-829-1982
2021 年 2 月発行